

「一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案の概要

1 条例の名称

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（仮称）

2 制定の趣旨

令和7年改正児童福祉法により、国が定める基準に従い又は参酌し、一時保護委託者の登録等に関する基準について、県は条例を定めることとされたもの。

（児童福祉法第34条の2第3項）

3 内容

県条例で定める基準の骨子案は、「一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）」の規定をもとに、下記のとおりとする。

区分	基準の内容		理由
	国基準	県基準	
設備及び運営に関する基準	趣旨、一般原則、児童の権利擁護、児童の権利・行動の制限、児童の所持品、虐待の禁止、設備の基準、職員配置、秘密保持、苦情への対応 等	国基準どおり	
非常災害対策	必要な設備の設置、計画策定、訓練実施	県独自基準	「山口県地域防災計画」、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」及び「一時保護施設の基準条例」を踏まえ、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乗せ

4 施行期日

公布の日